

議案第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例

宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第72条第1項第1号から第3号まで」を「第72条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条第4号中「第72条第1項第4号」を「第72条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に掲げるもの</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第72条第1項第5号に掲げるもの</p>

令和7年（2025年）10月29日

第12回都市経営会議資料

宝塚市子ども審議会条例の一部改正について （概要）

子ども未来部 子ども政策課

1 経緯等

改正子ども・子育て支援法が令和8年4月1日に施行されることに伴い、宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援法の改正

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設により、同法第72条に規定する市町村における審議会等の処理事項として、同事業の利用定員の設定に関し、審議会等へ意見を聴取する規定が追加される。

それに伴い、同法第72条第1項第3号が第4号に、第4号が第5号に改められる。



(2) 所掌事務の改正

上記(1)に伴い、宝塚市子ども審議会条例の条ずれを整理するため、以下のとおり改める。

- ・ 第2条第1号中「第72条第1項第1号から第3号まで」を「第72条第1項第1号から第4号まで」
- ・ 同条第4号中「第72条第1項第4号」を「第72条第1項第5号」

3 改正に伴う影響

改正内容

- 2 (1) : 影響なし。
- 2 (2) : 宝塚市子ども審議会において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用定員の設定に関し、意見聴取を行う必要がある。

4 施行期日

令和8年4月1日